	5　基本診療料の施設基準等第九の二の⑹に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り5,000点を所定点数に加算する。 6　基本診療料の施設基準等第九の二の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。 7　基本診療料の施設基準等第九の二の⑻に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して７日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。 8　注１のイに該当する場合であって、当該患者に対し、生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合は、当該患者の退院時に１回に限り、2,500点を更に所定点数に加算する。 9　重症患者の対応に係る体制につき基本診療料の施設基準等第九の二の⑼に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（救命救急入院料１に係る届出を行った病院の病室に入院した患者に限る。）について、重症患者対応体制強化加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ　３日以内の期間　750点 ロ　４日以上７日以内の期間　500点 ハ　８日以上14日以内の期間　300点 10　基本診療料の施設基準等第九の二の⑽に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な状態の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、広範囲熱傷管理加算として、入院日から起算して８日以上60日以内の期間に限り、200点を所定点数に加算する。
区分番号Ａ３０１に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 特定集中治療室管理料１ （７日以内の期間）　12,745点 （８日以上14日以内の期間）　11,136点 （15日以上30日以内の期間）　11,641点 （31日以上60日以内の期間）　11,848点 特定集中治療室管理料２ （７日以内の期間）　8,155点 （８日以上14日以内の期間）　6,538点 （15日以上30日以内の期間）　7,043点 （31日以上60日以内の期間）　7,250点

	特定集中治療室管理料３ （７日以内の期間）　7,155点 （８日以上14日以内の期間）　5,535点 （15日以上30日以内の期間）　6,040点 （31日以上60日以内の期間）　6,247点 注１　基本診療料の施設基準等第九の三の⑶に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。 イ　７日以内の期間　2,000点 ロ　８日以上14日以内の期間　1,500点 2　基本診療料の施設基準等第九の三の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。 3　基本診療料の施設基準等第九の三の⑸に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して７日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。 4　重症患者の対応に係る体制につき基本診療料の施設基準等第九の三の⑹に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者について、重症患者対応体制強化加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ　３日以内の期間　750点 ロ　４日以上７日以内の期間　500点 ハ　８日以上14日以内の期間　300点 5　特定集中治療室管理料２又は特定集中治療室管理料３を算定する病院であって基本診療料の施設基準等第九の三の⑺に規定する基準を満たすものにおいて、特定集中治療室管理に係る専門的な医療機関として基本診療料の施設基準等第九の三の⑻に規定する保険医療機関と情報通信機器を用いて連携して特定集中治療室管理が行われた場合に、特定集中治療室遠隔支援加算として、980点を所定点数に加算する。 6　基本診療料の施設基準等第九の三の⑼に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な状態の患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、広範囲熱傷管理加算として、入院日から起算して８日以上60日以内の期間に限り、200点を所定点数に加算する。